

平成30年3月2日

県内トラック運送事業者 各位

近畿運輸局 滋賀運輸支局

標準貨物自動車運送約款等の改正に係る「運賃料金設定（変更）届」の提出について

平素は、国土交通行政に格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年11月4日の標準貨物自動車運送約款等の一部改正に伴い、新標準貨物自動車運送約款を営業所に掲示方を行うとともに、運賃料金設定（変更）届を近畿運輸局滋賀運輸支局に提出（3部）する必要があります。

つきましては、別紙により様式を送付致しますので、平成30年3月30日（金）までに提出頂きますようよろしくお願いいたします。

なお、旧の標準貨物自動車運送約款を引き続き使用される場合は、別途認可申請を行う必要がありますので、ご注意下さい。

申請書等の記入等ご不明な点につきまして、近畿運輸局滋賀運輸支局まで問い合わせ下さい。

〒524-0104

滋賀県守山市木浜町2298-5

滋賀運輸支局 企画輸送・監査部門

担当：飯田

Tel 077-585-7253 / fax 077-584-2079